

衆議院 第二十四回国会 衆議院 議院 運営委員会 議院 議院 第四十号

令和三年五月二十八日(金曜日)

午後二時開議 (衆議院規則第六十七条の二による)

出席委員

委員長	高木 毅君	副委員長	大島 理森君
理事	御法川信英君	理事	盛山 正仁君
理事	松本 洋平君	理事	井上 貴博君
理事	福田 達夫君	理事	井野 俊郎君
理事	小川 淳也君	理事	青柳陽一郎君
理事	佐藤 英道君	理事	武部 新君
	古賀 篤君		渡辺 周君
	藤丸 敏君		遠藤 敬君
	塩川 鉄也君		
	浅野 哲君		
事務総長	岡田 憲治君		

委員の異動

五月二十八日	補欠選任	武内 則男君	補欠選任	周君
同日	補欠選任	渡辺 周君	補欠選任	則男君

辞任

渡辺 周君	武内 則男君
-------	--------

五月二十八日

国会における請願の取扱いの改善に関する請願 (穀田恵二君紹介(第一一〇三号)) は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長の事前報告に関する件
次回の本会議等に関する件

○高木委員長

これより会議を開きます。この際、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長について、西村国務大臣から事前報告を聴取いたします。西村国務大臣。

○西村国務大臣

各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づき、十都道府県で緊急事態措置を実施しております。

国民の皆様は、横ばいや減少傾向となっている地域があるものの、依然として増加傾向にある地域もあり、特に、緊急事態措置を実施している地域を見ると、北海道は増加傾向が継続、沖縄県では急増、愛知県、岡山県、広島県及び福岡県についても高い水準が続いております。これらの道県においては、病床も逼迫した状態が続いております。

また、東京都や大阪府などでは、新規陽性者数は減少傾向が見えつつあるものの、依然として高い水準にあり、特に大阪府など関西圏では、引き続き病床の厳しい状況が続いております。

このように、緊急事態措置を実施している各都道府県において、ほとんどの指標でステージ4相当となつていくことから、緊急事態措置を引き続き実施し、対策の徹底を図る必要があります。

以上の状況を踏まえ、本日、基本的対処方針分科会を開催し、五月三十一日までとしている北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県の九都道府県における緊急事態措置を実施すべき期間、並びに、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県の五県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を六月二十日まで延長することについて、御了承いただいたところであります。これを受け、この後、政府対策本部を開催し、これらについて決定したいと考えております。

今後とも流行の波は起こると考えられる中、大きなリバンドとならないよう対処可能なものとなるように、感染水準を安定的に引き下げ、また、医療提供体制への負荷を軽減し、病床を安定的に確保するための取組を進めたいと考えております。

このほか、本日の分科会では、危機意識が適切に共有されるよう国民に対する情報発信を効果的に行うべきであること、ワクチン接種が進む中で偏見、差別の問題について配慮すべきこと、今後緊急事態措置等の解除に向けて変異株の状況やワクチン接種の状況などを含め考え方を整理することといった御指摘をいただきました。こうした議論も踏まえ、取組を強化、徹底してまいります。

今回の緊急事態宣言等の延長に当たり、飲食店や集客施設等に対する対策について、感染状況に応じた都道府県知事の判断による上乗せが可能であることも含め、対策を継続してまいります。

また、多様化するクラスターの大規模化及び医療の逼迫を防ぐ観点から、検査を大幅に拡充強化することとしております。具体的には、高齢者へのワクチン接種を円滑に、かつ加速化して進めていくことと併せ、新規陽性者数の半数以上を占める若い世代の感染拡大を防ぐため、健康観察アプ

リも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約八十万回程度分の抗原簡易キットを可能な限り早く配付し、少し具合が悪いなど軽症状の者に対する積極的検査を速やかに実施いたします。職場においても検査の実施体制を整備し、検査を促していくことについても早急に具体化を図ることとし、併せて、PCR検査能力の向上などに取り組みます。

さらに、本日、五月二十八日より、インド等六か国からの入国者については、指定施設での待機を十日間に強化したところですが、そうした水際対策を含め、国内監視体制の強化や積極的疫学調査の徹底など、変異株対策の強化に取り組みまいります。

国民の皆様はの命と健康を守ることを第一に、都道府県と緊密に連携しながら、感染拡大の防止に向けた取組を徹底してまいります。各党の皆様におかれましては、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○高木委員長 ただいまの事前報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。古賀篤君。

○古賀委員 自由民主党の古賀篤です。西村大臣に、二点お伺いいたします。

コロナ禍が一年を超え、私の地元もそうですが、多くの国民の方々の自粛疲れ、あるいは悪い意味での自粛慣れを感じます。

現在、高齢者の方のワクチン接種が進んでおります。インド型の変異株の拡大懸念などがありますので、ワクチン接種が済めば直ちにマスクを外すということは容易ではないと思うものの、ワクチン接種の進展、そして、今大臣がおっしゃったような更なる強化策によって、重症化率が下がる

○西村国務大臣 なかなか明確にお答えするのは難しいものですから、七月末までには約三割終わる。そして、それぞれの市町村によつて差があります、御案内のとおりですね。もう既に、高齢者が終わつて、若い世代、次の現役世代に接種が進み始めている自治体も地方では見受けられます。幾つかのところからも相談も受けているところでもあります。

その上で、もう一つの、モデルナを活用して、大学や職場、これが、高齢者がめがついた自治体はその次のステップに行けるわけでありまして、そうなるのとまた加速がなされると思います。今の段階で、少なくとも七月末には三割は完了させたいという目標で進めておりますが、そこから、以前にも、どれだけ加速をするかによつてかなり変わってきますので、その辺りの状況を御理解いただいて、いずれにしても、一日百万回以上、しっかりと接種をできる体制をつくり、できる限り早く全国民に二回打てるように、希望する方には打つていただけるように取り組んでいきたいと考えております。

○遠藤(敬)委員 西村大臣にこれ以上言つても本当に申し訳ないの言いませんけれども、五〇％を目標、これぐらいになったらなりますよというのをやはり掲げないと、国民ももう萎えていますから。是非、目標設定を明確にしてください。

あと、先ほど佐藤委員からもありましたけれども、雇調金、一部報道で出ていましたけれども、どうなっていますか。

○西村国務大臣 足下の雇用情勢はかなり厳しいものもございまして。さらには、今回延長するということでもありますので、厚生労働省におきまして今検討を急いでいるところもございまして。適切に対応されるものというふうに思いますし、私からも、田村大臣に対しても様々な状況を共有しながら、連携して対応していきたいと考えているところでもあります。

○遠藤(敬)委員 大臣、これは早くしてあげてくださいね。段取りがありますから、来月のことなので、今からやつておかないと、どないもいかな。雇用がもう成り立ちませんので、是非早く検討を急いでいただきたいと思ひます。あと、昨年より今年の方が悪くなつています。法人税の猶予について今どのように考えておるか、お考えをお聞かせいただけます。

○西村国務大臣 御指摘の法人税の特別猶予は昨年行つたわけでありましてけれども、それが終了しておりますが、国税通則法に基づいて既存の猶予制度というのがございまして。これは、適用される延滞税も、令和三年分からは年一・〇％に引き下げておりますし、担保についても、担保提供が明らかになり可能な場合を除き不要というふうにもしております。

こうした制度を活用していただいて、納付が困難な事業者、納税者の方々には、資金繰り、収支の状況を十分に伺いながら、当局において適切に対応していきたいというふうに承知をしております。なお、法人税の場合は、欠損金の繰越還付という制度もございまして、今期の赤字を前期の赤字と相殺できるような仕組みもありますので、赤字の程度にもよりますけれども、黒字で前期に納税を猶予していた法人税の負担は生じなくなる、こうした場合もあるということもございまして。

いずれにしても、そうした制度を活用していただきながら、適切に対応していきたいと考えております。

○遠藤(敬)委員 昨年よりも今年の方が悪くなつているということは十分政府でも認識いただきたと思ひます。最後に、助成金の支援金というものがいろいろな部分で出ていますけれども、これは不平等と物すごく地元でも言われています。不平等をなくしていくというのは本当に大事なことで、モラルハザードが起りますので。是非、大臣、これは、税務署とか、納税額に合わせて、そこを鑑みて、

そこはきちつと明確にしてあげていただきたい。これは、不平等がまかり通るようなことであれば、納税する人がもうやつていられないという声が多く出ていますので、是非そこは十分に御検討し、透明性を高めていただきたいと思ひます。以上です。終わります。

○高木委員長 次に、浅野哲君。○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。令和三年度の予備費の残額は、現在、四兆円程度と聞いておりますが、感染が拡大する中、これから大規模な検査、そして病床の確保、そして各地方では集団接種会場の準備、対応、何よりも変異株による予測できない今後の動きが見通される中で、この予算、予備費の追加補正というものの必要があるのではないかと思ふんですが、大臣はどうかお考えでしょうか。

○西村国務大臣 御指摘のように、経済、非常に厳しい状況に置かれていらっしゃる方々がおられます。私も、協力金やあるいは支援金、無利子無担保の融資、あるいは雇用調整助成金、様々な支援策で支援を行つてきているところであります。

こうした中で、失業率も、今日、ちよつと上がりましたけれども、二・八％だったと思ひます。そして、倒産件数も、昨年はここ三十年で最も低い水準でありますし、この四月は五十年で最も低い水準に四月だけ比べるとなつておりますので、こうした様々な支援策で、私ども、これまで厳しい状況にある事業者の皆さんの事業、あるいは雇用、生活を支援してきている。

一定のそうした成果は出てきているものと思つておりますが、それでもなお厳しい方々がおられますので、先ほどの緊急小口資金や、あるいは一人親の方々への五百万円の給付も五月で済んでいると思ひますけれども、様々、必要な方々にやはり必要な支援を行つていく。

こうした取組、まずは四兆円の予備費を活用して機動的に行つていくということを取り組んでまいりたいと考えております。

○浅野委員 先ほどもありましたけれども、昨年よりも今年の方が国民の皆様や事業者の方々には厳しい状況に置かれておられる。それだけ、現金や生活の糧が必要な状況になつておられる中で、やはり財源の制約というのは、選択肢の制約、政策の制約につながらかねない。私たちが国民民主党は、三十兆円という財政出動を提案しておりますけれども、必要な財源確保に向けては必要な議論はいたします。是非御検討いただきたいと思います。

そして、次の質問ですけれども、自治体が主体的に実施しているコロナ検査の円滑化や、事業者の問題、協力金や一時支援金を受け取れない事業者、こうした方々も大変苦しい状況に置かれておられる。

こうした方々に対する都道府県の支援を国が後押しするために、臨時交付金の追加交付をお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣 地方創生臨時交付金ですね。これは、それぞれの地域に応じて、例えば国が、国の支援金は、売上げが五〇％以上減少があつた方ですけれども、地域によっては、三〇％減でも支援をするというふうなことを含めて、様々、地域の事情に応じて支援策を講じられております。これまで四兆円近く措置をしておりますので、そうした中で、例えばお地元茨城県でも、約八百億円、これは市町村分も含めて支援をしてきております。

そうした中で、全国で、まさに地方単独事業分なんですけれども、約七千四百億円が繰越しを今年度にされております。茨城県でも六百十三億円の繰越しがございまして。ですので、まずはこの繰分を有効に使つていただくということをお願いしたいと思ひますし、先般、三千億円を更に追加で配分させていただいたところでありますが、二千億円まだありますので、この配分については、今回まさに緊急事態宣言を延長するというところでありますし、経済状況、地域の状況などを見ながら、今後、活用を考えていきたいというふうに考

えたいと思ひます。

えております。

○浅野委員 交付金を繰り越した理由は様々あるうかと思えますけれども、本当に都道府県は、今、きりぎり、ぎりぎりの財政状況の中で協力金の拠出を行っている現状がありますから、是非、残っているから余っているらうというわけではないんだということは十分に御認識いただきたい。

その上で、別の質問ですが、生活困窮世帯向けの給付金、三月頃に決定したものがまだ給付されていないというふう聞いております。いつ頃給付される見通しでしょうか。

○西村国務大臣 児童お一人当たり五万円の特別給付でありますけれども、一人親の方々につきましては、これは五月の末までに支給をするということで、既に多くの自治体で済んでいるものというふう聞いております。それ以外の、住民税非課税世帯の子育て世帯の方々に対しては、小規模自治体で早ければ来月下旬、六月下旬、そして、大きなところでは七月の中下旬になるというふう聞いておりますが、それまでの間、生活が困窮しないよう、六月末まで申請を受け付けております緊急小口資金などによって、御活用もいただきながら、生活をしっかりと支えていければというふうに考えております。

○浅野委員 最後の質問になりますが、今回の基本的対処方針の見直しによって、通所系の介護事業所の方々がサーベイランスの対象になりました。こういった方々はワクチンの優先接種の対象には入っておりませんので、この訪問介護、通所介護職員の皆様、是非、ワクチンの接種機会を優先させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣 訪問介護や通所介護等の在宅サービス事業所の従事者については、市町村の判断によって、地域における病床の逼迫時に高齢者の感染者が自宅療養を余儀なくされた場合、介護サービス等を提供する意向のある事業者を把握した上で、まさに介護サービスの提供を行う職員に

ついて高齢者施設等の従事者に含めて優先接種の対象とされているところであります。

いずれにしても、自治体のそうしたことをよく伺いながら、適切に対応していければというふうを考えております。

○浅野委員 終わります。ありがとうございます。

○高木委員長 これにて発言は終わりました。

○高木委員長 次に、次回の本会議の件についてであります。次回の本会議は、来る六月一日火曜日午後一時から開会することといたします。

また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十分散会